

当金庫の預金商品の概要

1. 商品名 (愛称)	奈良県信用金庫協会共通商品 消費税専用定期積金 (愛称) しんきん納税プラン
2. 販売対象	・消費税を納付する法人及び個人事業主
3. 期 間	・1年のみ
4. 払 込 (1)払込方法 (2)払込金額 (3)払込単位	・定期または数回にわたり掛金の払込みができます。 ・10,000円以上 ・1,000円単位
5. 支払方法	・原則として満期日以後に消費税納付のため一括して給付契約金を支払います。
6. 利 息 (給付補填備金) (1)適用金利 (2)給付補填備金の 支払方法 (3)計算方法	・固定金利 ・給付補填備金は満期日以後に一括して支払います。 ・給付補填備金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
7. 税 金	・給付補填備金には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります。 (なお、マル優は利用できません。) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。 ・法人の方は総合課税となります。
8. 手数料	—————
9. 付加できる特約 事項	・「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期積金の約定年利回りに1.0%上乗せした利率。)
10. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日の普通預金利率で計算した利息を支払います。
11. 金利情報の入手 方法	・金利(年利回り)は窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部(顧客サポート管理統括部署)(9時～17時、電話:0744-42-9001)にお申し出ください。 紛争解決措置 奈良弁護士会(電話:0742-22-2035)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、奈良県消費生活センター(電話:0742-26-0931)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部(顧客サポート管理統括部署)または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。 なお、各弁護士会等に直接申し立てていただくことも可能です。
13. その他参考と なる事項	・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。 ただし、満期日を繰延べない場合には、契約時の店頭表示の年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延損害金を徴求します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。